

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び作製した書類の枚数」を削る。

第四条第二項中「第十七条の二第一項第五号」を「第十七条の二第一項第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。